

介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度見直し①

告示(平成26年6月2日)及び局長通知(平成26年7月4日、平成27年2月12日)を一部変更

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
- 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。
- 専門職として取得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。

